

合併または分割の認可の申請

添付書類及び図面

1. 合併契約書又は分割契約書の写し
2. 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第 8 条第 1 項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - イ. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ロ. 定款及び登記事項証明書
 - ハ. 法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - ニ. 役員住民票の写し
 - ホ. 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - ヘ. 令第 4 条の 7 に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し
 - ト. 現に行っている事業の概要を説明する書類
3. 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - イ. 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - ロ. 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - ハ. 法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - ニ. 役員となる者の住民票の写し
 - ホ. 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - ヘ. 令第 4 条の 7 に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し